

東洋史研究

第七十八卷 第三號 令和元年十二月發行

世本錐指

——『世本』宋忠注をめぐって——

李 弘 喆

序論

第一章 宋忠言説の整理

第二章 宋忠言説の分析

第三章 宋忠注成立の意義

結語

序論

先に筆者は『世本』輯本に輯められた個々の佚文を、『世本』足本の断片そのものではなく、『世本』の引用者によって

二次的に記述されたもの、いわば引用者による『世本』の「使用痕」とみなし、その「使用行爲」、すなわち、『世本』への言及、あるいは『世本』本文の引用を分析することで、漢代における『世本』に対する認識・受容のありかたの推移を、學術史の全般的動向に位置附けた。^①

『世本』と同様に清朝考證學者の手によつて、再び世に現れた輯本は大量にある。しかし、輯本は第一次史料ではなく、史料として扱いにくいという性質に制約され、歴史學者の間ではあまり觸れたくない存在であるとも言える。故に長期にわたつて、輯本を對象とする研究は主に舊來の輯佚作業の再確認にとどまつている。近年、データベースの進展によつて、新しい佚文が次々と發見され、清朝考證學者が残した輯本を補充することも可能になった。資料収集としては、再輯佚作業を高く評價すべきであるが、漠然とした機械的な佚文探しは清朝考證學者の作業の延長線上にとどまるものに過ぎず、方法論的には本質的に何の變りもないと言わざるを得ない。新たに發見された散佚資料を含めて、輯本は簡牘・石刻に匹敵する一群の「未開拓」の資料なのであり、當面の急務はその有效な使用道を示すことにある。輯本の本質は複数の引用者の原書に對する認識の蓄積であり、原書に對する認識の推移を研究するには最も良い材料であろう。さらに言えば、原書の通時的受容が輯本に含まれており、古代・中世學術史ないし思想史研究の素材として、輯本資料は出土資料に勝るとも劣らない。『世本』を對象とする筆者の一聯の研究は『世本』ないし輯本研究に新たな道を探る試みである。

上記の主旨に従い、前稿の分析から得られた知見は以下のようになる。前漢末より後漢末に至るまでに、學問の絶對的主體である經學自體のかたちが變化し、多様化していく背景から、『世本』は少數の「博學」を好む「通儒」^②の間に共有されつつあったが、當時の經學に用いられることはなかった。後漢中期以降、訓詁學が次第に成立していくことによつて、『世本』は解釋・訓詁材料として利用されはじめた。しかし、後漢が終わるまで、『世本』は經書注釋の材料とみなされず、『漢書』・『淮南子』の注釋材料として主に物事の起源を説明する役割を果たした。特に應劭が『世本』を『漢書』の注釋に用いたことは『世本』の受容に非常に大きな影響を及ぼした。

『世本』の受容實態を漢代學術史に位置付ける試みによつて、次のような問題がみえて来る。漢代學術史研究においては、今文學、古文學の争いを軸とし、學者間の複雑な人間關係を單純に學問的對立に歸する圖式的な理解が今日に至つてもなお健在である。確かに後漢時代が終わるまでに、古文學が今文學を驅逐したかのように見えるが、それは相對的現象に過ぎない。

今文學は廟堂の學問であり、抽象的な議論をするための學問である。それに對して、古文學は民間の學問であり、議論ではなく、具體的な訓詁が中心になる。官學として、今文學は限られた擔い手が限られた場所で限られた内容を積み重ね、一定範圍を超えて廣がつていくことはもはや不可能であつた。一方、古文學には今文學のような制限がなく、かつ相手を論破するための無駄な理論を要せず、より單純な知識の蓄積として廣く受け入れられた。後に古文學者として知られる人々は單純に古文學を好んで、今文學を嫌うのではなく、今文學にも通曉した「通儒」であつた。『世本』が登場する背景には前漢末期より後漢初期に至るまでの學問の多様化が看取され、逆に言えばその「通儒」の時代が到來しなければ、『世本』は世に出なかつたとも言える。

「通儒」の言説をはじめ、加賀榮治氏は兩漢と魏晉との間に位置する「荊州學派」に注目し、それが魏晉時代の新しい學風の直接的原點であると指摘した。^③前稿においては筆者の力不足、かつ紙幅の制限のために荊州學派の重鎮である宋忠の學問の傾向に觸れたところで擱筆し、『世本』宋忠注の詳細については具體的な検討ができなかつた。當初『世本』宋忠注の流行と唐代における『世本』の受容とを併せて検討する豫定であつたが、その先行作業として、まずは宋忠注として残されている記述の状況を把握しなければならない。故に引き続き『世本』宋忠注から論證を進め、『世本』受容史における『世本』宋忠注の位置を検討したい。傳世文獻に引用された『世本』宋忠注の検討という作業においては、原文の表現をそのまま提示する必要がある。そのため本稿では引き続き弗泮林輯本^④を利用し、訓讀は行わない。

こうした展望のもと、本稿は第一章においては、まず現存の『世本』輯本から宋忠の注釋が附いている部分を抽出し、

それぞれの引用元に戻り、引用状況を確認する。第二章においては、第一章で確認できた宋忠の言説がいかなるかたちで、いかなる書物に引用され、いかなる傾向が認められるかを検証する。第三章においては、宋忠の學問ないし「荊州學派」の學術的役割を確認した上で、あらためて『世本』宋忠注の學術史における位置付けを試みる。この一聯の作業によって、『世本』がその歴史的傳承の過程で呈した「本來の姿」に近づきたい。

第一章 宋忠言説の整理

前稿においては、前漢末期の學術史的時代背景から『隋書』經籍志（以下隋志と略す）にみえる「劉向撰」『世本』が劉向の著作ではなく、劉向の「敍録」が附されたものと指摘した。周知の通り、後漢・魏晉時代の學問の主體は訓詁學であり、現存の傳世古典において、著者が分かる注釋の成立年代の上限はほとんどこの時期にとどまる。⁵⁾ その状況を考えれば、隋志にみえる「宋忠撰」『世本』は宋忠が『世本』本文に附した訓詁・注釋であり、おそらくは宋忠の自序も附されていたとも考えられる。

現存の『世本』輯本には「宋忠曰」、もしくは「宋衷曰」が数多く見受けられる。宋忠の注釋が附していれば、少なくとも後漢末期ないし魏晉時代頃の『世本』にそのような記述があったに違いないと容易に想像できる。したがって、宋忠の注釋はむしろ確實な『世本』原文の存在を確認する一つの「指標」と言っても決して過言ではない。これまで『世本』原文の存在を確認する指標とされてきた宋忠注は果たしてどこから採録されたのか、またいかなる特徴が認められるのか。まずは荊泮林輯本の章立て・順番に従い、宋忠注として収録されるものが含まれる記述を整理した。紙幅の関係上、表及び注釋のかたちにとめた。

表一 『世本』宋忠注整理表

篇	條	構 成	『世本』 本文との關係 ⁽⁶⁾
帝 王 世 本	少皞	少昊名摯。…①宋衷曰、玄囂青陽、卽少昊也。(史五帝本紀索隱。)又曰、玄囂青陽、是少昊。繼黃帝而立者、而史不敘。蓋少昊金德王、非五運之次、故敘五帝、不數之也。(全上。)	×
	顓頊	昌意生高陽。…②宋衷曰、顓頊名高陽、有天下號也 ⁽⁷⁾ 。(史五帝本紀索隱。)	×
	陸終 六子 ^⑧	顓頊娶於滕墳氏之子、…③宋衷曰、滕墳、國名。(御覽一百三十五。路史國名紀引宋衷注作勝奔 ⁽⁸⁾ 。)	○
		其一日樊。…④宋衷曰、昆吾、國名、己姓所出。(史楚世家索隱、下併同。)	○
		二曰惠連。…⑤宋衷曰、參胡、國名。斯姓、無後。	○
		四曰求言。…⑥宋衷曰、求言、名也。妘姓所出、郟國也。	○
		其五日安。…⑦宋衷曰、安、名也。曹姓者、諸曹所出也。	○
		六曰季連。…⑧宋衷曰、季連、名也。半姓、諸楚所出、楚之先。	○
	帝嚳	帝嚳上妃有郟之女曰姜原。…⑨宋衷曰、高辛、地名。因以爲號。嚳、名也。(史五帝本紀索隱。)	×
	帝堯	女皇生丹朱。…⑩宋衷曰、是生丹朱。(御覽一百三十五 ⁽¹⁰⁾ 。)	×
	帝舜	顓頊生窮係。…⑪宋衷曰、一云窮係、諡也。(史三代世表索隱。)	○
	夏	鯀爲顓頊子。…⑫宋衷曰、高密、禹所封國。(史夏本紀索隱。)	○
		顓頊生緜。…(路史後記注引…⑬宋 ⁽¹¹⁾ 曰禹之封國。)	×
		帝皋生發及桀。…⑭宋衷曰、帝皋墓在穀南陵 ⁽¹²⁾ 。(史三代世表索隱。)	×
	殷	根國生冥。…⑮宋衷曰、冥爲司空。勤其官事、死於水中。般人郊之。(史殷本紀集解。)	×
	周	高圉生亞圉。…⑯宋衷曰、高圉能率稷者也。周人報之。(史周本紀集解。)	×
		康王生昭王。…⑰宋衷云、昭王南伐楚、辛由靡爲右。涉漢中流而隕。由靡承王、遂卒不復。周乃俟其後於西翟。(史三代世表索隱 ⁽¹³⁾ 。)	×
		共和。(附。) ^⑱ 宋衷曰、齊武公十年、宣王大臣共行政、故號曰共和。十四年、宣王卽位。(史十二諸侯年表索隱。)	×
		魯哀公二十七年、…⑲宋衷注引太史公書、元王仁生貞王介、與世本不相應、不知誰是。(左哀十九年正義。)	○
威烈王。(附。) ^⑳ 宋衷曰、威烈王葬洛陽城中東北隅 ⁽¹⁴⁾ 。(史周本紀集解。)		×	
赧王。(附。) ^㉑ 宋衷曰、赧諡。(史六國年表索隱。)		×	
	武公。(附。) ^㉒ 宋衷曰、諡曰西周武公 ⁽¹⁵⁾ 。(史周本紀集解。)	×	

諸侯世本	齊	慈母生哀公不臣。…㉒宋衷曰、哀公荒淫田游、作還詩以刺之也 ⁽¹⁶⁾ 。(史齊世家索隱。)	×
		胡公。㉓宋衷曰、其黨周馬繻人、將胡公於貝水殺之、而山自立也。(史齊世家索隱。)	×
	晉	㉔宋衷曰、唐叔已下五代無年紀 ⁽¹⁷⁾ 。(史十二諸侯年表索隱。)	×
		幽公生烈成公止。…㉕宋衷曰、太史公書幽公柳之時、晉衰、反朝韓趙魏之君 ⁽¹⁸⁾ 。(史晉世家索隱。)	×
	秦	秦始皇政生於趙、…㉖宋衷曰、以正月旦生、故名正。(史秦始皇本紀正義。)	×
	楚	六曰季連。…㉗宋衷曰、季連、名也。半姓、諸楚所出。(史楚世家索隱。)	○
	衛	康伯名髡。…㉘宋衷曰、卽王孫牟也。事周康王爲大夫。(史衛世家索隱。)	○
	陳	陳遂、舜後。…㉙宋衷曰、虞思之後。箕伯直柄中衷、殷湯封遂於陳、以爲舜後。(史陳世家索隱、路史後紀注全。)	○
世本氏姓篇	陽氏	陽侯。…㉚宋衷曰、陽侯伏羲之臣。蓋大江之神者。(路史後紀注。)	×
世本居篇	殷	相徙商邱。…㉛宋衷曰、相土就契封於商。(史殷本紀集解。)	×
	周	懿王徙於犬邱。…㉜宋衷曰、懿王自鎬徙都犬邱。一曰廢邱、今槐里是也 ⁽¹⁹⁾ 。(史周本紀索隱。)	×
	吳	吳孰哉居藩籬。…㉝宋衷 ⁽²⁰⁾ 曰、孰哉、仲雍字。藩籬、今吳之餘暨也。(史吳世家索隱及地里通釋。)	○
		孰姑徙句吳。…㉞宋衷曰、句吳、太伯始所居地名。(史吳世家集解、索隱、地里通釋。)	×
	魯	煬公徙魯。…㉟宋衷曰、今魯國。(史魯世家集解。)	○
	燕	召公居北燕。…㊱宋衷曰、有南燕、故云北燕。(史燕世家集解。)	○
		桓侯徙臨易。…㊲宋衷曰、今河間易縣是也。(史燕世家集解。)	○
	蔡	胡徙居新蔡。…㊳宋衷 ⁽²¹⁾ 曰、胡徙居新蔡。(書蔡仲之命正義、史管蔡世家集解。)以奉叔度祀(從水經汝水注增。)、故名其地爲新蔡。(句引見水經汝水注 ⁽²²⁾ 。)	×
		平侯徙下蔡。…㊴宋衷曰、平侯徙下蔡。(史管蔡世家集解、索隱同。○案索隱云、今世本無者、近脫耳。則宋注此句當是原文。)	×
	晉	唐叔虞居鄂。…㊵宋衷曰、鄂地、今在大夏。(史晉世家集解。)	○
衛	㊶宋衷曰、今定昌也。(史衛世家索隱。康叔從康徙封衛、衛卽康墟定昌之地。畿內之康、不知所在也。(全上。))	×	
	成公徙濮陽。…㊷宋衷曰、濮陽、帝邱、地名。(史衛世家集解。)	○	

鄭	鄭桓公封棫林。…④宋衷曰、棫林與拾、皆舊地名。(史鄭世家索隱)。封桓公。乃名爲鄭。(王應麟詩地里攷。)	○	
	厲公居櫟。…④宋衷曰、櫟、今潁川陽翟縣。(史鄭世家集解。)	×	
	文公徙鄭。…④宋衷曰、卽新鄭。(史鄭世家索隱。)	○	
曹	④宋衷曰、濟陰定陶縣。(史管蔡世家集解。)	×	
滕	錯叔繡封滕。…④宋衷曰、今沛國公邱、是滕國也。(史陳杞世家索隱。)	×	
杞	④宋衷曰、杞、今陳留雍邱縣故地。(史杞世家索隱。)	×	
楚	楚鬻熊居丹陽。…⑤宋仲子曰、丹陽在南郡枝江縣。(左桓二年正義、僖四年正義引丹陽、南郡枝江縣也。)	○	
	武王徙郢。…⑤宋仲子曰、今南郡江陵縣北有郢城。(左桓二年正義。)	○	
邾	邾顏居邾。…⑤宋仲子曰、邾顏別封小子肥於邾、爲小邾子。(左莊五年正義。)	○	
韓	景子居平陽。…⑤宋衷曰、今河東平陽縣。(史韓世家集解。)	○	
趙	成季徙原。…⑤宋衷曰、今雁門平原縣 ⁽²³⁾ 。(史趙世家索隱。)	○	
魏	悼子徙霍。…⑤宋衷 ⁽²⁴⁾ 曰、霍、地名。今河東葦縣也。(史魏世家索隱。)	○	
世本作篇	庖犧	芒作網。…⑥宋衷 ⁽²⁵⁾ 曰、芒、庖犧之臣。(御覽八百三十四。)	○
	神農	蚩尤作兵。…⑥宋衷注曰、蚩尤、神農臣也。(御覽二百七十。)	○
	黃帝	黃帝作冕。…A. 宋均曰、通帛爲旒、冕、冠之有旒者。應劭曰、周始垂旒也。(御覽六百八十六。) ⁽²⁶⁾ 宋仲子曰、冕、冠之有旒者。(左桓二年正義、邢昺論語疏。)	○
		大撓作甲子。…⑥宋衷 ⁽²⁶⁾ 曰、大撓、黃帝史官。(書堯典正義、左傳序正義。)	○
		隸首作算數。…⑥宋衷注曰、隸首、黃帝史也。(文選西京賦注。)	○
		容成造歷。…⑥宋衷注曰、容成、黃帝史官。(書堯典正義、左傳序正義。御覽十六引注黃帝之臣。北堂書鈔歲時部引注容成、黃帝臣也 ⁽²⁷⁾ 。)	○
		蒼頡作書。…⑥宋衷注曰、蒼頡沮誦、黃帝史官。(路史發揮一。) 黃帝之世、始立史官、蒼頡沮誦、居其職矣。至於夏商、乃分置左右。(初學記二十一。)	○
		史皇作圖。…⑥宋衷 ⁽²⁸⁾ 曰、史皇、黃帝臣也。圖謂畫物象也。(文選宣貴妃誄注、御覽七百三十五注。)	○
		胡曹作衣。…⑥宋衷 ⁽²⁹⁾ 注曰、黃帝臣。(御覽六百八十九。)	×
		胡曹作冕。…⑥宋衷注曰、黃帝臣也 ⁽³⁰⁾ 。(路史後紀五注。)	×
		於則作屣履。…⑥宋衷曰、黃帝臣。草曰屣、麻曰履 ⁽³¹⁾ 。(御覽六百九十七。)	×

	雍父作春杵臼。…㉖宋衷 ⁽³²⁾ 曰、雍父、黃帝臣也。(御覽七百六十二。)	×
	相土作乘馬。…㉗宋衷云、皆黃帝臣。(事物紀原七。)	○
	共鼓貨狄作舟。…注曰、二人、黃帝臣也。(北堂書鈔舟部、一切經俱舍論六音義引㉘宋衷曰、黃帝臣也 ⁽³³⁾ 。)	○
	女媧作笙簧。…B. 宋均注曰、女媧、黃帝臣也。(北堂書鈔樂部 ⁽³⁴⁾ 文選長笛賦注、玉海一百十、路史後紀二注引世本注女媧笙簧爲黃帝臣 ⁽³⁵⁾ 。)	○
	隨作笙。…㉙宋衷注、隨、女媧氏之臣。(路史後紀二注引世本以爲隨作、及宋衷注 ⁽³⁶⁾ 。)	○
	夷牟作矢。…㉚宋衷注曰、夷牟、黃帝臣也。(禮記射義注、北堂書鈔引夷牟始作矢。荀子解蔽篇注、玉海七十五 ⁽³⁷⁾ 。)	○
顓頊	祝融作市。…㉛宋衷云、顓頊臣也。(周易釋文。)祝融、顓頊臣、爲高辛氏火正。(初學記二十四。)	○
堯	化益作井。…㉜宋衷曰、化益、伯益也。堯臣。(周易釋文、玉海二十四引釋文同。)	○
舜	垂作鈔耨。…㉝宋仲子注曰、鈔、刈也。(詩周頌正義。)	○
夏	杼作甲。…㉞宋衷 ⁽³⁸⁾ 云、少康子、杼也。(書費誓正義。)	○
周	暴辛公作墳。…C. 宋均曰、暴辛、周平王時諸侯。作墳、有三孔。(文選注長笛賦、御覽五百八十一引注暴公周平王諸侯、路史注引宋云平王諸侯。)	○
	魯昭公作弁。…D. 宋均曰、制素弁也。(御覽六百八十六。)	×
	宿沙作煮鹽。…㉟宋衷 ⁽³⁹⁾ 曰、宿沙衛、齊靈公臣。齊濱海、故衛爲魚鹽之利。(御覽八百六十五。)	×
	韓哀作御。…㊱宋衷曰、韓哀、韓文侯也。時已有御、此復云作者、加其精巧也。(漢書王褒傳注、文選聖主得賢臣頌注引時已有御云云、與正文相汨。)	○
世本諡法篇	顓頊生子窮係。㊲宋衷曰、窮係、諡也。(史五帝本紀索隱 ⁽⁴⁰⁾ 。)	○
	周赧王。㊳宋衷曰、赧、諡也。(史六國年表索隱。)	×
	西周武公。㊴宋衷曰、諡曰武公。(史六國年表索隱 ⁽⁴¹⁾ 。)	×

第二章 宋忠言説の分析

前稿の最後に述べたように、『世本』輯本にはある文献から本文とされるものを収録する一方で、他の文献からその注釋とされるものを収録することがしばしばみられる。そのために輯本の本文とその注釋の關係を明らかにすることが求められる。⁽⁴²⁾ 實のところ、現存の『世本』輯本が史料として扱いにくい最大の原因はこのような輯佚の手法にある。清代の考證學者は記述の内容のみを重視し、複数の引用元から『世本』の記述と考えられるものを切り取り、一つにまとめしまつていたのである。例えば

少皞。

- a. 少皞是黃帝之子。(左昭元年正義。) 金天氏帝少皞。(全上。) b. 青陽即是少皞、黃帝之子、代黃帝而有天下、號曰金天氏。(左昭十七年正義。) c. 少昊名摯。(路史後紀注。) 少昊、黃帝之子、名契、字青陽。黃帝沒、契立。王以金德、號金天氏。同度量、調律呂、封泰山。作九泉之樂、以鳥紀官。(全上。) d. 宋衷曰、玄囂青陽、即少昊也。(史五帝本紀索隱。) e. 又曰、玄囂青陽、是爲少昊。繼黃帝而立者、而史不敘。蓋少昊金德王、非五運之次、故敘五帝、不數之也。(全上。) f. 三代世表引同、無而史不敘四字。

この少皞の條は六つの記述によつて構成される。aは『左傳正義』卷四十一にみえ、直接には『世本』の引用ではなく、間接的に『世本』にそのような内容があることを、否定の對象として言及しているのである。⁽⁴³⁾ bは『左傳正義』卷四十八にみえる。⁽⁴⁴⁾ cは、『路史』卷十六の注にみえ、嚴密には羅泌が北宋の董道の『錢譜』に引かれた『世本』の記述を引用したものである。⁽⁴⁵⁾ d・e、即ち『世本』宋忠注とされる記述は『史記索隱』(以下『索隱』と略す)五帝本紀にみえ、『索隱』は宋忠の言説に言及してはいるが、それが『世本』によるか否かは不明である。⁽⁴⁶⁾ 最後のfは荊泮林の注記であり、eの記述が『索隱』三代世表にもみえるところ。

『隋書』 經籍志	『舊唐書』 經籍志	『新唐書』 藝文志
世本王侯大夫譜二卷 世本二卷劉向撰。 世本四卷宋衷撰。	世本四卷宋衷撰。 世本別錄一卷 帝譜世本七卷宋均撰。 世本譜二卷	宋衷世本四卷 世本別錄一卷 宋均注帝譜世本七卷 王氏注 世本譜二卷

この少暉の條の如く、現存の『世本』輯本の各條の記述はそれぞれ異なった年代に屬する複数の引用元の記述によって構成されている。同じ條の各部分の記述がそれぞれの成立年代における認識を示し、食い違いが生じるのは當然のことである。根本的に『世本』輯本は『世本』に對する複数の引用者の認識が蓄積されたものに他ならない。では、各引用元に引用された宋忠の言説はいかなる傾向を呈しているのか、詳細な分析に移る前に、一つ確認しておきたい。

宋忠の注釋は『世本』原文を示すために作られたものではなく、『世本』本文を解説、補充するものである。註(6)にも述べたように、輯本に残っている宋忠の言説を整理する目的は佚文か否かを議論することではないのである。宋忠の言説が『世本』本文と一緒に引用される場合は『世本』の注釋に相違ないが、單獨で引用された場合は『世本』注以外の宋忠の著作に由來する可能性が否定できない。假にそうであれば、その宋忠の言説は宋忠の『世本』への理解として、『世本』の注釋とともに『世本』の受容史を検討するための有効な素材にはかならない。

ここで宋忠以外の注本について指摘しておきたい。『史記正義』(以下『正義』と略す)五帝本紀および『索隱』五帝本紀⁴⁸には「孫氏注」がみえるが、その詳細は不明である。注目すべきは『正義』に言及された『中候敕省圖』・『坤靈圖』が緯書であることであり、次に言及された學者及び著作も緯書をよく利用する傾向があり、その中に宋均も入っていることである。宋均は複数の緯書の注釋を著し、鄭玄の弟子としても知られる。⁴⁹ 宋均の生涯・著述については既に李梅訓の研究があり、⁵⁰ ここでは贅言しない。

『舊唐書』經籍志の宋忠注本四卷は、隋志と變わりがない。「世本別錄一卷」は、卷數が異なるが、「別錄」とあるところから隋志の「世本二卷劉向撰」と同じものと推測できる。⁵¹ 「世本譜二卷」は隋志

の「世本王侯大夫譜二卷」であろう。また、『新唐書』藝文志には宋衷・宋均以外に「王氏注」もみえる。「王氏注世本譜二卷」は『舊唐書』藝文志の「世本譜二卷」であり、隋志の「世本王侯大夫譜二卷」であると推測できる。

上掲『正義』・『索隱』の「宋均」はおそらく宋均撰『帝譜世本』を指すと考えられる。現在、『世本』輯本に収録された宋均の言説の大半は『御覽』に由来する。宋均の言説が『世本』本文に繋がっている状態で引用されたようにみえるものは表一作篇黃帝B・周C、即ち『文選』李善注からの一件のみである。³²『文選』李善注には宋均の言説が六十六件確認できるが、そのうち『世本』に關わるのはただその一件のみである。現在確認できる宋忠以外の『世本』注釋は上記の僅かしかないのである。「孫氏」や「王氏」については、その人物さえ特定できず、成立年代を検證することは困難である。『正義』・『索隱』の文脈と宋均の學問の特徴とを併せて考えれば、宋均注本も孫氏注本も緯書と深い關係を持つと見受けられる。

他に『史記集解』（以下『集解』と略す）宋世家に「世本曰、宋更曰睢陽」がある。「宋更」という人物は典籍に見當たらず、一見宋忠の誤りではないかと思われるが、南宋王應麟の『通鑑地理通釋』卷四には「世本宋更名曰睢陽」とある。王應麟に従えば「更」は動詞で、「名を更める」と讀むべきであり、宋忠の言説ではないことは明らかである。

現在の輯本をみれば、まず「宋忠曰」、「宋衷曰」、「宋仲子曰」などの表示に氣附くだろう。では一體、なぜこの三つの表示が混在しているのか。引用元の版本を確認してもせいぜい南宋時代にしか廻れないが、表の注釋に示したように、まずは輯佚の段階において、荊泮林が「忠」と「衷」を區別する意識を持っていなかったことが指摘される。

現在確認できる『世本』宋忠注を引用した最古の書物は南朝時代の裴駟の『集解』である。『集解』の成書段階で隋文帝の父・楊忠への避諱はもちろん考えられない。現在、『集解』にみえる『世本』宋忠注の大多數は「宋忠」とされており、後に避諱を解除しきれず、「宋衷」に作るものも數箇所が残っている。

『集解』にみえる宋忠の言説は輯本の帝王世本と世本居篇に限られている。帝王世本に屬するものは殷¹⁵と周¹⁶・²⁰・

②、合わせて四件であり、いずれも『世本』本文と繋がっておらず、つまり宋忠の言説のかたちで引用されている。世本居篇に属するものは殷^{③②}、吳^{③⑤}、魯^{③⑥}、燕^{③⑦}・^{③⑧}、蔡^{③⑨}・^{④①}、晉^{④①}、衛^{④③}、鄭^{④⑤}、曹^{④⑦}、合わせて十一件である。そのうち『世本』本文と一緒に引用されたものは魯^{③⑥}、燕^{③⑦}・^{③⑧}、晉^{④①}、衛^{④③}である。

蔡^{③⑨}について、『集解』は『世本』を引用せず、直接に宋忠の言説を引用するが、『尚書正義』蔡仲之命「世家云、蔡叔居上蔡。宋仲子云、胡徙居新蔡」は宋忠を「宋仲子」と表示した上で、同じ言説を引用している。なお、阮元本校勘記によれば、『尚書正義』は宋忠の言説を『世本』の本文と一緒に引用している。^{⑤③}

蔡^{④①}について、『集解』には「宋忠曰、平侯徙下蔡」とあり、宋忠の言説を直接引用しているが、『索隱』はその直後に「その内容は今の『世本』にはなく、『世本』の文章が脱落した」と指摘している。荊泮林は『集解』が引用した宋忠の言説が『世本』の本文そのものであると推測している。荊泮林には宋忠の言説を『世本』と同一視する傾向があるから、このような見解を示したのだろう。『索隱』の注記について、南朝時代から司馬貞が生きた唐代開元年間に至るまでの間に、『世本』のテキストが變化したと考えた方が無難ではあるが、實は『集解』管蔡世家の蔡^{④①}の注記に「世本曰、平侯者、靈侯般之孫、太子友之子」とあり、蔡^{③⑨}の状況と併せて考えれば、蔡^{④①}「宋忠曰、平侯徙下蔡」を本文の注記と判断するのは妥當であろう。

蔡^{③⑨}・^{④①}を含めて、『集解』に引用される『世本』原文と繋がる宋忠の言説は魯^{③⑥}、燕^{③⑦}・^{③⑧}、蔡^{③⑨}・^{④①}、晉^{④①}、衛^{④③}になる。いずれも「居」に関わるものであることは明らかであり、地理關係を説明するために引用されたことがわかる。

ここで、少し氣になる問題がある。なぜ司馬貞は『集解』に引用された宋忠の言説に對して、『世本』に見当たらないと言ったのか。やはり、司馬貞も荊泮林と同じく、宋忠と言えは『世本』だという意識を持っていたものと考えられる。

裴駟がみた『世本』が宋忠注本であることは明らかである。『集解』に先行する徐廣の『史記音義』が『世本』を引用したことが裴駟に影響を與えたものと考えられる。徐廣は、東晉の祕書郎、祕書監などを歴任し、宋忠注本『世本』を利

表二 『集解』にみえる徐廣の『世本』引用

周本紀	徐廣曰、世本云貞王介也。
	徐廣曰、世本云元王赤也。
秦本紀	徐廣曰、世本云景公名后伯車也。
	徐廣曰、世本作鍾離。
吳世家	徐廣曰、世本云夷昧生光。
魯世家	徐廣曰、世本作微公。
	徐廣曰、郈、一本作厚。世本亦然。
杞世家	徐廣曰、世本曰惠公。
	徐廣曰、世本曰惠公立十八年、生成公及桓公。成公立十八年、桓公立十七年。
晉世家	徐廣曰、世本作相子雍、注云戴子。
楚世家	徐廣曰、世本云老童生重黎及吳回。
魏世家	徐廣曰、世本曰莊子。
	徐廣曰、世本曰斯也。

用し得たに違いない。しかし、現在『集解』に二次的に残っている徐廣の言説には宋忠注が確認できない。

表二をみれば、徐廣の『世本』引用は基本的に春秋・戦国時代の諸侯世本・卿大夫世本・氏姓に限られていることが分かる。表一が示したように、輯本諸侯世本に収録された宋忠の説は②③から⑩まで八例あるが、晋⑥・秦⑦を除く六例はいずれの内容も西周時代である。徐廣と宋忠は關心の所在が異なるのである。現存の宋忠の言説は主に上古・三代に集中しており、徐廣の引用例と併せて推測すれば、宋忠の春秋・戦国への關心は稀薄であったと言える。

時系列順で考えれば、次は陸德明の『經典釋文』（以下『釋文』）である。實のところ、『釋文』には『世本』のみならず、宋忠の經學關係の著作も引用されており、『後定章句』に關聯するものと考えられる。『釋文』は、宋忠を全て「宋衷」と表示する。隋に仕えた陸德明が隋文帝の父楊忠の「忠」を避諱して、「宋忠」を「宋衷」に書き換え、それがそのまま後世に傳わったものと考えて良からう。

輯本に収録された『釋文』引用の『世本』宋忠注とされるものは作篇顯頊⑫、堯⑬の二件であり、兩方とも上古を説明するために引用されている。『釋文』の引用する二つの宋忠の言説は確かに『世本』原文と繋がっている。輯本は『釋文』と同時代の『北堂書鈔』も『世本』宋忠注を引用した

ものとするが、「世本注」とあるだけで、いずれにも宋忠はみえない。

初唐に成立した「五經正義」には『世本』の引用例が散見する。宋忠の言説を伴う引用例は、『左傳正義』には帝王世本の周¹⁹、そして居篇の楚⁵⁰・⁵¹・⁵²、さらに作篇の黄帝⁵⁸・⁵⁹・⁶⁰、合計八件があり、『尚書正義』には諸侯世本の蔡³⁹と作篇の夏⁷⁵の二件があり、『毛詩正義』には作篇の舜⁷⁴の一件がある。

帝王世本の周¹⁹は『左傳正義』卷六十魯哀公十九年に引用されたものである。周知の通り、『春秋』の記述下限年代は魯哀公十六年であり、このあたりの周王室に言及する諸書の記載は非常に混乱している。吉本道雅は既に敬王・元王に關わる複雑な矛盾を詳しく分析しているが、「整合的な説明は困難である」と指摘し、無理やりに矛盾を解消しない。ここで注目されるのは『釋文』「世本云、魯哀公二十年、是定王介崩、子元王赤立、則定王之崩年、是魯哀二十七年」である。吉本は「『世本』は年數を載せないことが普通なので、おそらくは、『世本』の注であろう」と指摘している。實は他に『世本』の紀年を持つ記述は『集解』杞世家にもみえる⁵⁵。在位年數を示す「惠公立十八年、成公立十八年、桓公立十七年」は『世本』本文の「惠公生成公及桓公」に對する注記であると考えられる。

右にある『釋文』引『世本』の記述は『世本』本文を説明するために魯の紀年を用いているので、やはり本文ではなく、その注記とみなすべきである。吉本の指摘は的確であり、筆者も『釋文』が引用したのは宋忠の言説であるとみなしている。實は宋忠が『春秋』の曆を復元し、それを『世本』の注釋に轉用したのではないかと考えられる。宋忠の曆については、第三章で詳述する。

ここで注目すべきは「五經正義」にしかみえない「宋仲子」の表現である。「五經正義」は唐代初期に書かれた序文・案文では宋忠をそのまま表示している。それを除けば、疏文に引用された宋忠の言説は主に『世本』原文と繋がっており、全て「宋仲子」と表示されている。「五經正義」編纂の際に、宋忠を「宋仲子」と表示する『世本』を参照したものと推測できる。宋忠を「宋仲子」と記す事例は『三國志』や『華陽國志』、また後述の吳の陸續の文章にもみえており、呼稱

としては比較的古いという印象を受ける。「五經正義」の編纂段階において、多くの善本が長安に集まっていたはずである。顔師古、孔穎達らの學風を考えれば、劉向の解題文のみが附いているものではなく、後漢時代の最後に五經章句を刪定した宋忠注本を選ぶだろう。そして、彼らの手元に比較的古い抄本があつて、それに従つていたに違いない。

「五經正義」をはじめ、初唐において政府が主導した經・史編纂事業は書物の流傳に莫大な影響を與えた。この空前絶後の編纂活動によつて、劉向・劉歆父子の校書以來蓄積されて來た多様なテキストが整理、選擇、統合され、これまでにない權威的な標準テキストが作られたのである。今日まで傳わつてきた主な傳世古典の形がほとんどこの時期に形成されたことは何よりの證據である。それらの標準テキストの誕生によつて、異本とされるテキストが驅逐されはじめ、滅亡して行く。前稿において、筆者は「書物の世界における唐宋變革」を提示し、宋代に刊本の普及によつて多様な寫本が消滅したと指摘した。「五經正義」の成立は「書物の世界における唐宋變革」の起點であつたと言えるかもしれない。

かつて宮崎市定は隋の煬帝の時代を分析し、隋唐と並稱するより隋を南北朝時代に入れるのが中國の傳統的な見方であると指摘した。⁵⁶ 宮崎氏とは角度が異なつてはいるが、書物の場合はまさに初唐が分水嶺であつたと言える。もちろん、唐代には書物はまだ抄本のかたちで流通・流傳しており、變革が始まつたとはいへ、それほどの激變ではなかつたと考えられる。しかし、後に開成石經がたてられたことを考えれば、「五經正義」が成立してから書物の安定性ないしテキストの標準化への需要が顯著に高まつたことは明らかである。

こうした巨視的背景に配慮すれば、魏晉・南北朝・隋唐の單なる時系列順ではなく、「五經正義」成立以降を一つの括りとして、「世本」の受容を考えなければならぬ。故に本稿は『索隱』を「五經正義」成立後の書物の代表として取り上げ、『集解』と比較分析した上で、議論の中心を宋忠の學問に移す。

司馬貞『索隱』には「宋忠」・「宋衷」が混在している。傳承過程で生じた現象と思われ、混在の理由を完全に説明することはできない。強いて一つの特徴を挙げれば、表が全て「宋衷」と表示することである。初唐の「五經正義」や『隋

書』など正史の大規模編纂事業において避諱の解除が行われたと考えられるが、処理しきれないものがそのまま傳承されていく。もちろん、隋代の状態のまま傳承していく書物もたくさん残っていた。司馬貞が活躍していた開元年間に至るまで、既に百年ほど経過し、前朝の避諱に對する認識が失われていても不思議ではない。司馬貞の手にあつた參考資料のうちに「宋忠」と「宋衷」が既に混在しており、同一人物を指していることは明白だったので、わざわざ統一する必要も感じなかつたのであろう。

『索隱』にみえる宋忠の言説は合計三十六件もあり、輯本全體の四割以上を占めている。すなわち帝王世本の少皞①・顓頊②・陸終六子④⑤⑥⑦⑧・帝嚳⑨・帝舜⑪・夏⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑、諸侯世本の齊㉒㉓㉔・晉㉕㉖㉗・楚㉘㉙㉚・衛㉛㉜㉝、居篇の周㉞㉟・吳㊱㊲㊳・蔡㊴㊵・衛㊶㊷・鄭㊸㊹㊺・滕㊻㊼・杞㊽㊾・韓㊿・趙㉟㊱㊲・魏㉓㉔、諡法篇の㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺である。

輯本帝王世本に屬するものの中で、『世本』本文と聯續して引用されたのは陸終六子④⑤⑥⑦⑧・帝嚳⑨・夏⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑である。輯本諸侯世本の場合は楚㉘㉙㉚・衛㉛㉜㉝・陳㉞㉟が確認できたが、楚㉘は帝王世本の陸終六子⑧と重複しており、二重輯佚であることが明らかである。帝王世本の陸終六子の一聯の記述は一見上古にまつわるようにみえるが、その内容をみればいずれも春秋時代の國の起源に關わる話である。居篇に収録されるものについては、吳㊱・鄭㊸㊹㊺・韓㊿・趙㉟・魏㉓が『世本』原文と一緒に引用されたものである。諡法篇にみえる三條のうちに確認できたのは㉕のみであり、帝舜⑪と重複していることが明らかである。他に宋忠の言説のみ引用した事例のうち帝王世本の周⑲と諡法篇の㉕も同じく二重輯佚である。輯本の諸侯世本の秦の條は「ア・秦始皇政生於趙、故曰趙政。(史秦始皇本紀正義)イ。㉖宋衷曰、以正月旦生、故名正。(全上。)」となつてゐるが、現在の『史記』秦始皇本紀の三家注をみれば、アは明らかに『正義』の文章ではなく、『索隱』の「系本作政。又生於趙、故曰趙政」に相當すると考えて良からう。また、イの「宋忠云、以正月旦生、故名正」は『索隱』の文章ではなく、『集解』に引用されたものである。輯佚の際のミスであり、輯本を扱う場合に最も注意すべき點である。

『索隱』魏世家にみえる宋忠の言説の中で、注目されるのは輯本居篇の魏^⑤である。『索隱』原文においてははじめて居篇の存在が確認されるのである。^⑤早くも應劭の段階で既に「居」を語る『世本』の文章が引用されたが、當時の『世本』に實際に「居篇」があつたかは確認できない。さらに『索隱』魏世家では上記の記述のすぐ下で再び居篇に言及している^⑥が、文脈を考えれば、この居篇は間違いなく『世本』居篇を指す。魏^⑤は間違いなく司馬貞がみた『世本』居篇の注釋である。輯本に保存されている他の宋忠の言説は魏^⑤に類似するものが散見するが、同じ『索隱』に引用されたものでも居篇との關係を示していない。

上記の『索隱』魏世家の二つの文章には共通点があり、どちらも先に『世本』の文章を掲げ、それだけでは説明できないので、居篇の記述をさらに引用しているのである。この点から、居篇が『世本』の単なる一篇ではなく、半ば獨立した著作として『世本』本篇に附録されていたことが推測される。

周知の通り、司馬貞は上古史に強いこだわりを持っており、『史記』の上古史を補完するために「三皇本紀」を著した。^⑥『索隱』における『世本』の引用も主に司馬貞のこだわりに従っている。しかし、『索隱』に引用された宋忠の言説は上古聖王を語る「作」に關聯するものではなく、全體的に春秋時代に偏るよう見受けられる。實は同じ傾向は『集解』にも認められる。司馬貞が裴駰の影響を少なからず受けたことに加えて、根本的に『史記』の内容に制約されているとも言える。

表一全體について、最大の特徴とも言うべきは、宋忠の言説が輯本の「帝王世本」・「作篇」・「居篇」に集中しており、「卿大夫世本」に關わるものが全く見当たらないことである。また、輯本の中で壓倒的に分量の多い「世本氏姓篇」には僅か一つしかみえず、即ち^⑥陽氏の條であり、その内容は春秋戰國時代の「卿大夫」ではなく、上古聖王と關聯する話である。また、「諸侯世本」には八例がみえるが、^⑥晉世家・^⑦秦始皇本紀以外の六例は西周時代のものである。前述のように、宋忠の春秋・戰國への關心が稀薄だったと考えられる。

現存の宋忠注と考えられる記述の分布は主に前稿で分析してきた後漢時代までの『世本』の受容傾向と合致している。やはり、春秋戦國時代ではなく上古及び三代にかかわる内容が壓倒的に多い。そして、『世本』の系譜資料という一般的イメージとは裏腹に、系譜として扱われた痕跡は依然見当たらないのである。

『集解』、『素隱』には『世本』本文と繋がっていない宋忠の言説が散見する。南朝時代に形成された「史記學」は『竹書紀年』の刺激を受け、『史記』にそのまま従うのではなく、正誤・補完を目的に注釋を附ける立場を取った。その傾向は『集解』に保存される徐廣の注釋からも認められる。この大前提から、宋忠の言説も一つの見解として頻繫に單獨で引用されたものと考えられる。

第二章の分析はあくまでも宋衷の言説の整理に即して、注目される点のみを取り上げたものであり、第三章の議論の準備に過ぎない。以上の整理及び分析を踏まえて、第三章においては宋忠の學問と併せて、『世本』宋忠注の學術的意義を考えていく。なお、『太平御覽』（以下『御覽』）、『路史』などの宋代の書物に引用された宋忠の言説の状況は表一に示されている。宋代の『世本』引用についてはその消滅を檢討する際に併せて検討するので、ここでは割愛する。

第三章 宋忠注成立の意義

前稿において、『世本』が後漢末期まで經學と無縁であった原因を學術史の立場から説明した。ちなみに現存の傳世文獻において確認できる最初に『世本』を引用した經學關係の書物は杜預の『春秋經傳集解』及び『春秋釋例』である。一體なぜ『世本』が經學に取り入れられたのか。ただ時間の流れの中で無作為に浸透していったのではなく、必ずや何らかのきっかけがあったに違いない。これは魏晉時代のみならず、『世本』の受容史全體を考えるのに最も重要な問題である。この問題を宋忠の學問と併せて検討を進めていく。

後漢末の混亂の中で荊州が相對的に安定していたことは荊州學派が誕生する客觀的外因に過ぎない。荊州學派はなぜ影

響力を持つようになったのか、この問題の答えは當時の學問自體の中から探されねばならないのである。

荊州學派の學問の最大の特徴が「反鄭玄」的であることは、現在までにはほぼ通説になっている。經學理念については、確かに加賀築治が指摘したように、『春秋左傳』を重視する荊州學派は、「禮」を中心とする鄭玄とは異なっている。^①その差異は確かであるが、對立とみなすことはできない。

周知のように、鄭玄は今・古文經學を兼ねて學び、漢代經學を集成した。しかし、彼の出世の道は決して平坦ではなかった。後漢末の亂世において、鄭玄は華北の數々の軍閥集團の間を顛沛流離して、最高權威として官學に君臨することが出来なかつた。そうした背景のもとで彼が目指した「眞理」は「禮」であつた。混亂の現實を痛感したからこそ、「秩序」を求めるのは不思議ではない。華北において鄭玄は新しい經學體系を提示し、既に崩壊した官學の再建を目指していたが、後漢が衰微して、軍閥亂立の狀況の中、かつての今文學のような正統性が保證されるわけがない。一方、荊州學派が重視する『春秋左傳』は所謂古文學の代表的な書物であり、最も民間に馴染んでいた學問とも言える。鄭玄と同じように學問の再建を試みたが、中央から離れた荊州ではやはり地方的學問の立場から經學の理解を示したのである。戰亂によつて事實上獨立狀態の地方の知識層が置かれていた狀況は荊州學派の立場に類似し、その共感を得るのもごく自然なことである。

これまでの學術史研究では、同時代もしくは違う時代の代表的な學者たちがまるで辯論大會のように應酬し合つていたかのように描かれている。一見、極めて論理的な分析ではあるが、それは全ての言説を同じ土俵に立たせた上でみえてきた結果論に過ぎない。學問というものは個人的なものであり、同じ題材を扱う他の學者の言説を意識しながら自説を立てることはいつの時代においても當然のことである。一致しなければ、對立とみなしてしまう二元的議論は禁物であることを念頭に置かなければならないのである。

では、一つの書物の注釋が作られることは何を意味するか。難解な書物がある程度普及することで、その書物を理解す

るための説明が必要とされるようになることが注釋成立の前提であると、容易に想像がつくだろう。確かに長期にわたって複數の擔い手の認識が蓄積されている經傳の場合は學問として一定の程度で普及することが認められるが、果たして『世本』宋忠注の成立の背後にはそれほど必要があったのか。宋忠の學問と言えば、まず思い浮かぶのは『太玄』であろう。まず『太玄』注釋の狀況をみてみよう。經籍志に

揚子法言十三卷 宋衷注。

揚子太玄經九卷 宋衷注。梁有揚子太玄經九卷、揚雄自作章句、亡。

揚子太玄經十卷 陸績、宋衷注。

揚子太玄經十卷 蔡文邵注。梁有揚子太玄經十四卷、虞翻注。揚子太玄經十三卷、陸凱注。揚子太玄經七卷、王肅注。亡。

とあり、宋忠以外複數の注釋本がみえる。同じく『太玄』の注釋を著した吳の陸績は宋忠の『太玄』注に基づき、自分の注釋を作り上げたとき、「述玄」⁽⁶²⁾に自分の注釋の成立經緯を書き留めた。

陸績は同郡の人の手紙から揚雄の『太玄』のことを知り、工夫してもなかなか手に入らなかった。後に荊州の使者が携帶したものを借りて、書き寫したが、難しくてわからなかった。數年後、半年ほど時間をかけて精讀し、ある程度理解できて注釋を作ろうとしたが、結局出来なかった。再び荊州の使者から宋忠の『太玄』注釋を入手し、それを參考した上で自分の注釋を著した。

實は吳の陸績のみならず、魏志王肅傳に「肅字子雍。年十八、從宋忠讀太玄、而更爲之解」とみえるように、王肅の『太玄』注も宋忠注本を參照したに違いない。後漢から魏晉時代において、揚雄の『太玄』は間違ひなく廣く讀まれたが、當時の書物は我々が想像するほど均質には流通していなかったと考えられる。そして宋忠の『太玄』注釋が傳わって來るまで、どうやら陸績の手元には他に參考にしうるものがなかったようである。さらに當時の荊州は積極的に學術活動を行

い、外交活動中でもその書物をアピールしていた。陸績の文章をみれば、後漢末期において、揚雄の『太玄』が普及し、各地の學者がそれぞれの注釋を披露して競っていたとは決して言えないであろう。陸績が『太玄』の注釋を作る動機は特に誰かに頼まれて、誰かに教えるためではなく、彼個人が興味を持つていたことが全てである。宋忠が『世本』の注釋を著したきっかけも、普遍的な受容と言うより宋忠個人の學問の中の出來事に過ぎないと考えられる。

宋忠は易學の碩學であり、『周易』の注釋も著した。ここで第二章で簡単に觸れた宋忠の曆の話に戻る。加賀榮治は『晉書』律曆志下に載る杜預「春秋長曆」に基づき、⁽⁶³⁾「宋忠の學問ないし荊州の學における左傳學の位置と影響力が大きかったようであり、したがってまた、杜預がみた宋忠の著述は何であれ、杜預の左傳學のある領域が、宋忠のこの書を介して荊州の學につながっていることは、十分想定できよう」と、『春秋左傳』を中心とする荊州學派の代表者の一人である宋忠と杜預との關聯性を指摘している。⁽⁶⁴⁾『釋文』に引用される紀年を持つ『世本』記述は吉本道雅の指摘の如く、本文ではなく注釋、すなわち宋忠の言説と考えられ、宋忠の曆學に由來するものであろう。

杜預と宋忠との繋がりは偶然ではない。實のところ曆學は左傳學の最も核心的な一部であり、その直接的な原點は前漢末の劉歆に遡る。『漢書』楚元王傳によれば、劉歆によつて左傳學の體系化が完成されたと考えられる。⁽⁶⁵⁾その詳細を語るものとして、程蘇東の研究が挙げられる。前稿にも觸れたように劉歆はただの古文學者ではなく、その父親の劉向と並ぶ最初の「通儒」である。劉氏父子は六藝を兼ねて治め、その學問は遙かに「一經專門」を超えた。周知の通り、藝文志は劉歆の『七略』を踏襲したものであり、その記述から劉歆が『易』を他の五經の「原」であると主張したことが分かる。⁽⁶⁷⁾『漢書』律曆志（以下律曆志）に引く劉歆の『三統曆』によれば、劉歆が『春秋』を天人相關の媒介として、易・曆算を通じて、全ての禍福、成敗が分かると理解したことは明らかである。⁽⁶⁸⁾

程蘇東は「三統曆」の中において、劉歆の『春秋』曆算をめぐる議論の大半は『春秋』經文ではなく『左傳』によるものである。劉歆は『左傳』にほぼ『春秋』經文と同等の權威性を與えた。『左傳』の經典的權威性が獲得されなければ、

劉歆の曆算に基づく春秋學體系が成立しえない」と指摘している。劉歆の「春秋學」ないし學問全體において、「左傳」と曆算は二本の柱と言っても過言ではない。さらに言えば、劉歆が完成した左傳學の中に曆學は既に含まれているのである。

後漢時代に賈逵・鄭眾がそれぞれ『左傳』の注釋を著した。二人の父親、即ち賈徽と鄭興とともに劉歆に『左傳』を學んだ。⁽⁷⁰⁾鄭興はまた『三統曆』を息子の鄭眾に教えている。賈逵について、『後漢書』はその論曆を保存している。藪内清は賈逵の曆學が劉歆と違って、天人相關という儒家的イデオロギーで説明するのではなく、正當な科學的解釋を下していると指摘している。⁽⁷¹⁾確かに天文學における觀察法についての藪内氏の見解は的確である。一方、『後漢書』賈逵傳に保存される賈逵の上奏文をみれば、その左傳學に對する認識には劉歆との本質的な違いは認められない。そもそも賈逵が曆學を習得したこと自體も劉歆の左傳學を繼承したものと考えて良からう。

藪内清によれば、後漢最末期から三國時代にかけて、後漢朝廷も含めて、各勢力がそれぞれに曆を作ったとされる。⁽⁷²⁾宋忠・杜預が春秋の曆を檢討した背後には確かに時代の變り目という背景があったが、二人とも劉歆以來の曆學を重視する左傳學の傳統を堅持していたと言える。

では、なぜ後漢時代の左傳學者が『世本』に注目しなかったのか。まず、もう一度藝文志をみよう。

國語二十一篇。左丘明著。

新國語五十四篇。劉向分國語。

世本十五篇。古史官記黃帝以來訖春秋時諸侯大夫。

戰國策二十三篇。記春秋後。

注目すべきは『世本』の位置である。前後の「新國語五十四篇」「戰國策二十三篇」は劉向が整理、命名したものであり、そう考えると『世本』もやはりそうであったと考えられる。では、なぜ劉歆は『世本』を春秋家に列したのか。實は

同じ藝文志には曆譜家があり、曆・系譜はその中に収録されている。つまり、劉歆は『世本』が他の系譜と異なると認識していた。では、『世本』は一體どんな書物なのか。藝文志によつて次のように推測できる。

『世本』は上古から春秋までの世の流れを説明するものであったと考えられる。上古については、主に聖王・聖人が現れて、民のために制作するという神話的な話を中心であり、時代が下つていけば、聖王の時代が終わり、制作の話もそれによつてなくなり、「世」の移り変わりも現實の王位繼承に變わり、春秋時代に入ると、各々の諸侯國が對象となり、その受封・繼承・遷都などの内容が書かれていると考えられる。劉向がいかなる原資料、あるいは「原『世本』」を整理したか、知る由がないが、劉向が手を加えた以上は當然その學問に基づいて、整合されたと考えられる。少なくとも前述の劉歆の左傳學ないし『春秋』認識に鑑みれば、彼が『世本』を春秋家に分類したのは當然であろう。

空前の通儒とも言える劉氏父子が讖緯に精通していたことは福井重雅や葛志毅が既に指摘している。「讖緯思想」の成立については一般には緯書の成立と表裏の關係とされており、緯書の存在は成帝期によくやく確認される。⁽⁷⁶⁾ちなみに『漢書』李尋傳に「五經六緯」と見えるものが最も古く年代づけられる。緯書の原資料は戰國時代から前漢末期に至るまでに蓄積されてきたものであり、『世本』もそれらと同源の記述を持っていたと考えられる。さらに言えば、『世本』を一つの材料として緯書が成立し、讖緯思想の流行を契機に『世本』の上古制作説があらためて注目されるようになったと推測できよう。

『世本』と緯書との關聯性を匂わせる事例もある。班固と同時代の王充の『論衡』對作篇は倉頡などを上古の制作者の代表として取り上げているが、「倉頡のような制作者に非があれば、世本十五家は皆責めを受ける」という文脈から考えれば、王充の言う「十五家」も同じく制作した上古の聖人・聖王を指すと推測できる。⁽⁷⁸⁾それに對して、『御覽』皇王部三女媧氏の條に引く『遁甲開山圖』には十五人の聖人・聖王がみえる。この『遁甲開山圖』の原書は既に散佚しているが、現存の内容からみれば、それが緯書であることは間違いない。⁽⁸⁰⁾『後漢書』方術列傳によれば、「遁甲」關係の書物は兩漢の

表三 十五聖人・聖王の比較

『莊子』 外篇胠篋	『漢書』 古今人表	『禮記正義』卷一 引『帝王世紀』	『初學記』卷九 引『帝王世紀』	『御覽』皇王部三 引『遁甲開山圖』
	女媧氏	女媧氏	女媧氏	女媧氏
	共工氏			
容成氏	容成氏			
大庭氏	大廷氏	大庭氏	大庭氏	大庭氏
柏皇氏	柏皇氏	柏皇氏	柏皇氏	柏皇氏
中央氏	中央氏	中央氏	中央氏	中央氏
栗陸氏	栗陸氏	栗陸氏	慄陸氏	栗陸氏
驪畜氏	驪連氏	驪連氏	驪連氏	驪連氏
軒轅氏				
赫胥氏	赫胥氏	赫胥氏	赫胥氏	赫胥氏
尊盧氏	尊盧氏	尊盧氏	尊盧氏	尊盧氏
祝融氏				祝融氏
	沌渾氏	渾沌氏	混沌氏	混沌氏
	昊英氏	昊英氏		昊英氏
	有巢氏	有巢氏	有巢氏	有巢氏
	朱襄氏	朱襄氏	朱襄氏	葛天氏
	葛天氏	葛天氏	葛天氏	陰康氏
	陰康氏	陰康氏	陰康氏	朱襄氏
	亡懷氏	無懷氏	無懷氏	無懷氏
		(凡十五代)	(凡十五世)	(凡十五代)
	東扈氏			
	帝鴻氏			
伏犧氏				
神農氏				

交にすでに存在したと考えられる。⁽⁸¹⁾ 實は右の『御覽』皇王部三に引用される『遁甲開山圖』の記述と同じ内容が『禮記正義』・『初學記』⁽⁸²⁾の引く『帝王世紀』にも見える。饒宗頤は皇甫謐『帝王世紀』が『遁甲開山圖』を引用したものと指摘している。⁽⁸³⁾ また、『莊子』外篇胠篋にも『漢書』古今人表にも、類似する記述がみえる。

表三をみれば、まず、『初學記』引『帝王世紀』では昊英氏が脱落して、実際には十四人になっている。そして、『御覽』引『遁甲開山圖』では女媧氏から無懷氏まで十六人になっている。『禮記正義』引『帝王世紀』に比較すれば祝融氏が竄入していることになる。『莊子』胠篋が尊盧氏の次に祝融氏を置いているこ

とから、これを参照して『遁甲開山圖』が傳承の過程で竄入した、あるいは『御覽』が竄入したものかもしれない。さらに、『漢書』古今人表が『禮記正義』引『帝王世紀』と同じ十五人を共有し、その上で律曆志世經に特筆される共工氏、および『莊子』胠篋の中に筆頭とされる容成氏を挿入していることは一見して明らかである。班固以前に『御覽』引『遁甲開山圖』にほぼ一致する「十五代」があったということになり、『遁甲開山圖』が兩漢の交にすでに存在した證據になる。

王充の「世本十五家」が『遁甲開山圖』の「十五代」を指すとすれば、それは讖緯説が『世本』を一つの材料としたことを示すものとなる。これはもとより確證できないが、少なくとも『世本』にみえる上古の聖人・聖王制作の記述が緯書との一定の共通點を持っていたことは推測されよう。

後漢成立の段階では讖緯思想が盛んに利用されていたが、それを批判した學者は少なからず存在し、桓譚・王充・張衡などがよく知られている。實は桓譚と同時代の人物である鄭興も批判的な立場を取っていたのである。⁸⁵一方、一般的には賈逵が讖緯思想をたくみに利用したとされている。それに従えば、賈逵が最初に『左傳』の注釋に『世本』を取り入れたことも考えられなくもないが、『左傳』賈逵注はきわめて断片的にしか残っておらず、『世本』引用は確認できない。さらに言うと、これまで賈逵と讖緯思想との關係についての理解はやや圖式的であったと言わざるを得ない。賈逵が『左傳』から圖讖に合する事例を示したことは皇帝の好みに合わせて、『左傳』を圖讖に合わせたに過ぎない。その動機は言うまでもなく學術的ではなく、政治的である。『後漢書』賈逵傳の論の表現を借りて言えば、賈逵が「附會」しなければ、桓譚・鄭興と同様に窮地に立たされたに違いない。學術史的背景と併せて考えれば、訓詁學に讖緯思想を積極的に取り入れたのは鄭玄であり、あたかもその頃に『世本』が『漢書』應劭注に用いられた。後漢時代における『世本』引用の特徴の背景には讖緯思想の動きが看取される。

宋忠に至って、訓詁學自體が既に成熟し、本文にまつわる議論より語彙單位の定義的な解釋・説明が注釋の主流になっ

た。言うまでもなく、當時『世本』にまつわる學問がなく、宋忠は自分の學問で『世本』の注釋を作り上げた。易學に精通する宋忠は、上古の聖人・聖王について十分な預備知識を持っていたと考えられる。現在の『世本』輯本作篇には「宋忠曰黃帝臣」が散見する。上古の聖人・聖王は宋忠の解釋によつて黃帝との關聯性が成立した。もちろん、それは宋忠の獨創ではなく、當時の一般的な認識が反映されたものと考えられる。當然、『世本』宋忠注には宋忠の左傳學も反映されている。例えば、輯本帝王世本の夏^④「宋衷曰、帝皋墓在殺南陵」は明らかに『左傳』僖公三十二年に蹇叔の言葉として見える「晉人禦師必於殺、殺有二陵焉。其南陵、夏后皋之墓也」を踏まえている。宋忠注本『世本』が左傳學を反映したものであったことが、杜預が『世本』を採用した決定的な契機となったのである。

結語

本稿ではまず荊泮林輯本が『世本』宋忠注とする記述の整理作業を行った。そして、現存の輯本の卿大夫世本には宋忠の言説が残っていないことを明らかにした。また、「宋忠」、「宋衷」、「宋仲子」など輯本にみえる複数の呼稱の性格・成因を示した。さらに『世本』宋忠注とされる記述に『世本』から切り離されて單獨で引用されるものが散見し、主に『史記』の注釋として引用されていることを指摘した。最後に、宋忠の學問の特徴に基づき、『世本』の文獻的性格を再考し、『世本』宋忠注成立の學術史における意義を提示した。

『世本』は單純な系譜でもなく、獨自の角度から「世」の移り變わりを語る書物であり、後漢末期に宋忠が曆關係の書物を集め、春秋の曆を検討する時に『世本』に興味を持ち、その注釋を著したと考えられる。宋忠は後漢末期の易學・左傳學に基づき、『世本』を説明しており、宋忠注の成立によつて『世本』と左傳學との關係が強化された。後に杜預が宋忠の學問の影響を受け、それをきっかけに『世本』がはじめて經學の注釋材料として扱われるようになったのである。『釋文』や「五經正義」における『世本』引用も宋忠の經學者としての影響力に關聯するであろう。一方、南北朝時代に

「史記學」が成立し、『竹書紀年』の発見がもたらした新たな古史再構築の風潮⁸⁷に乗じて宋忠注本『世本』が『史記』の補完・訂正材料として、『史記』の注釋に取り入れられたと考えられる。

本稿は各時代の學術史的背景を考慮した上で引用元に戻り、現存の『世本』宋忠注の確認作業を行った。『世本』宋忠注が引用元において呈する傾向と宋忠の學問とを併せて考察し、『世本』宋忠注の成立及びその學術史的意義を明らかにした。『世本』について、語らなければならないことはまだ山ほどあるが、ここで一旦筆をおき、後日を期す。

註

- (1) 李弘喆二〇一八參照。
- (2) 通儒については加賀榮治一九六四第一章參照。
- (3) 加賀榮治一九六四第二章參照。
- (4) 荊洋林輯本は各本の中で最も優れたものである。詳細については、『世本八種』（商務印書館、一九五七）出版説明參照。
- (5) 古勝隆二二〇〇一が詳しい。
- (6) あくまでも引用元において、『世本』の本文と繋がつているかどうかを示すものであり、別に『世本』との關係を否定するわけではない。出典として提示される複数の書物のうち一つでも確認が取れるものがあれば、○を附ける。確認が取れなければ、×を附ける。
- (7) 『漢書』古今人表太昊帝宓戲氏注には「張晏曰、太昊有天下號也」があり、また司馬相如傳注には「郭璞曰、陶唐堯有天下號也」がみえる。「有天下號」という表現は『白虎通義』號にみえる「帝嚳有天下、號高辛。顓頊有天下、號曰高陽」を踏まえるものと考えられる。
- (8) 『路史』卷二十九勝瀆の條には「勝奔也。高陽允妃、勝奔氏國。（帝系注宋衷云國名）」がみえる。
- (9) ④～⑧の「宋衷」を現行本『索隱』楚世家は「宋忠」に作る。以下『史記』三家注にみえる「宋忠」「宋衷」の異同は注記しない。詳細については、『史記』中華書局本參照。
- (10) 『御覽』皇親部一には「宋忠曰、是生丹朱。帝系、漢書同」がみえる。
- (11) 現在の『路史』卷二十二には同じ記述がみえる。
- (12) 『索隱』三代世表の帝皋の欄には「宋衷云、墓在嶠南陵」がみえる。
- (13) 『索隱』齊世家にもみえる。
- (14) 『集解』周本紀には「駟案、宋衷曰、威烈王葬洛陽城中

東北隅也」がみえる。

- (15) 『集解』周本紀によれば、「宋衷曰、諡曰西周武公」は「周君、王赧卒」の注釋である。

- (16) 『素隱』齊世家に「系本作不臣。譙周亦作不辰。宋忠曰、哀公荒淫田游、國史作還詩以刺之也」がみえる。嚴密に言え、宋忠の言説は「世本」本文と繋がっていないのである。

- (17) 『素隱』十二諸侯年表には「唐叔五代孫、厲侯之子也。宋衷曰、唐叔已下五代無年紀」がみえる。

- (18) 『素隱』晉世家には「畏、懼也。爲衰弱故、反朝韓・趙・魏也。宋忠引此注系本、而畏字爲作衰」がみえる。

- (19) 『素隱』周本紀には「宋忠曰、懿王自鎬徙都犬丘。一曰廢丘。今槐里是也」の後ろに「時王室衰、始作詩也」がある。

- (20) 『素隱』吳世家「系本居篇」を引用している。

- (21) 『尚書正義』蔡仲之命は「宋仲子」に作る。

- (22) 『水經注』汝水には「昔管・蔡間王室、放蔡叔而遷之。其子胡、能率德易行、周公舉之爲魯卿士、以見於王、王命之以蔡、申呂地也、以奉叔度祀、是爲蔡仲矣。宋忠曰、故名其地爲新蔡、王莽所爲新遷者也」がみえるが、『世本』に言及していない。

- (23) 『素隱』趙世家には「宋忠云、今鴈門原平縣也」がみえる。

- (24) 『素隱』魏世家「系本居篇」を引用している。

- (25) 『御覽』資産部十四は「宋襄」に作り、傳承の間に生じ

た誤りと考えられる。「御覽」に宋忠と考えられるものを「宋襄」に作る事例はさらに二つある。

- (26) 『左傳正義』序には「世本云、容成造歷、大橈作甲子。宋忠注云、皆黃帝史官也」がみえる。他の書物は宋忠との關係を示していない。

- (27) 同上。

- (28) 『文選』卷五十七宋孝武宣貴妃誄注は「宋忠」に作り、『御覽』工藝部七は宋忠との關係を示していない。

- (29) 『御覽』服章部六は「宋」を「宗」に作る。

- (30) 『路史』卷十四には「世本胡曹作冕、注黃帝臣」がみえる。「注」とはあるものの宋衷注であることは明示されていない。

- (31) 『御覽』服章部六十四は宋忠を示していない。

- (32) 『御覽』器物部七杵臼は「宋志」に作り、また「宋襄」に作るものもある。

- (33) 『一切經音義』卷七十俱舍論第六卷船人は宋忠に作る。

- (34) 『北堂書鈔』卷一百九は宋忠を示していない。

- (35) 『路史』卷十一には「故宋世本注、女媧笙簧、爲黃帝臣、謬矣」がみえる。

- (36) 『路史』卷十一には「禮記明堂位云、女媧之笙簧。世本以爲隨作、衷注以爲女媧氏之臣」がみえ、「宋」の字が缺けている。

- (37) 『禮記正義』卷六十二は「注云、揮・夷牟、黃帝臣」、「北堂書鈔」卷百二十四は「注曰、黃帝臣」、「玉海」卷一百五十は「注、黃帝臣」とし、いずれも宋忠に言及してい

- ない。「荀子」解蔽注には「宋衷」がみえる。
- (38) 『尚書正義』費誓には「世本云、杼作甲。宋仲子云、少康子杼也」がみえる。
- (39) 『御覽』飲食部二十三には「宋志曰、宿沙衛、齊靈公臣。齊濱海、故衛爲漁鹽之利」がみえる。
- (40) 『素隱』三代世表にもみえる。
- (41) 『集解』周本紀に「宋衷曰、諡曰西周武公」がみえる。
- (42) 李弘喆二〇一八参照。
- (43) 「正義曰、顓頊爲帝、承金天之後。臺駘是金天裔孫、爲臣、宜當顓頊、故以帝用嘉之爲顓頊嘉耳。昧於金天已云裔子、臺駘又是昧之所生、則去少皞遠矣。而帝系・世本皆云少皞是黃帝之子、顓頊是黃帝之孫。臣世多而帝世少、史籍散亡、無可檢勘、此事未必然也。」
- (44) 「故世本及春秋緯皆言、青陽卽是少皞、黃帝之子。代黃帝而有天下、號曰金天氏。少皞氏身號、金天氏代號也。」
- (45) 「董氏錢譜引世本云、少昊黃帝之子、名契、字青陽。黃帝歿、契立、王以金德、號曰金天氏。同度量、調律呂、封泰山、作九泉之樂、以鳥紀官。」
- (46) 「案皇甫謐及宋衷皆云、玄囂青陽、卽少昊也。今此紀下云、玄囂不得在帝位、則太史公意青陽非少昊明矣。而此又云、玄囂是爲青陽、當是誤也。謂二人皆黃帝子、竝列其名、所以前史因誤以玄囂青陽爲一人耳。宋衷又云、玄囂青陽是爲少昊、繼黃帝立者、而史不敘、蓋少昊金德王、非五運之次、故敘五帝不數之也。」
- (47) 「鄭玄注中候敕省圖云、德合五帝坐星者、稱帝。又坤靈圖云、德配天地、在正不在私、曰帝。案、太史公依世本・大戴禮、以黃帝・顓頊・帝嚳・唐堯・虞舜爲五帝。譙周・應劭・宋均皆同。而孔安國尚書序、皇甫謐帝王世紀、孫氏注世本、竝以伏羲・神農・黃帝爲三皇。少昊・顓頊・高辛・唐・虞爲五帝。」
- (48) 「此以黃帝爲五帝之首、蓋依大戴禮五帝德。又譙周・宋均亦以爲然。而孔安國・皇甫謐帝王世紀及孫氏注系本竝以伏羲・神農・黃帝爲三皇。少昊・高陽・高辛・唐・虞爲五帝。唐の太宗の諱を避けるために「世」を「系」に作る。下同。」
- (49) 『後漢書』卷四十一には宋均傳があるが、李梅訓はそれが宋均ではなく、別人の宗均の傳であると指摘している。
- (50) 李梅訓二〇〇四参照。
- (51) 興膳宏・川合康三一九九五も同じ見解を示している。
- (52) 「禮記曰、女媧之笙簧。世本曰、女媧作簧、暴辛爲埴。宋均曰、女媧、黃帝臣也。暴辛、周平王時諸侯、作埴、有三孔。郭璞爾雅注曰、埴、燒土爲之、大如雞卵。埴、虛袁切。」
- (53) 「世家云、蔡叔居上蔡。盧文弨云、世家當作世本、据史記集解。」
- (54) 吉本道雅二〇一五参照。
- (55) 「徐廣曰、世本曰惠公立十八年、生成公及桓公。成公立十八年、桓公立十七年。」
- (56) 宮崎市定一九六五参照。
- (57) 「集解徐廣曰、一作正。宋忠云、以正月且生、故名正。」

- 索隱系本作政、又生於趙、故曰趙政。一日秦與趙同祖、以趙城爲榮、故姓趙氏。正義正晉政、周正建子之正也。始皇以正月旦生於趙、因爲政。後以始皇諱、故晉征」。
- (58) 「系本云、武仲生莊子絳。無悼子。又系本居篇曰、魏武子居魏、悼子徙霍。宋忠曰、霍、今河東葦縣也。則是有悼子、系本卿大夫代自脫耳。然魏、今河北魏縣是也」。
- (59) 「諡昭子。系本云、莊子。文錯也。居篇又曰、昭子徙安邑。亦與此文同也」。
- (60) 司馬貞の上古史觀に關してはドイツの研究者沙敦如(Dorothee Schaab-Hanke) 一〇〇四が詳し。
- (61) 加賀榮治一九六四第一章參照。
- (62) 『太玄經』范望注本卷首參照。「續昔嘗見同郡鄒邠字伯岐與邑人書、嘆楊子雲所述太玄、連推求玄本、不能得也。鎮南將軍劉景升遣梁國成奇修好鄆州、奇將玄經自隨、時雖幅寫一通、年尚暗稚、甫學書・毛詩、王誼人事、未能深索玄道眞、故不爲也。後數年、專精讀之、半歲間粗覺其意、於是草創注解、未能也。章陵宋仲子爲作解詁、後奇復銜命尋盟、仲子以所解付奇與安遠將軍彭城張子布、續得覽焉。仲子之思慮、誠爲深篤、然玄道廣遠、淹廢歷載、師讀斷絕、難可一備、故往往有違本錯誤。續智慧豈能弘裕、顧聖人有所不知、匹夫誤有所達、加緣先王詢于芻蕘之誼、故遂卒有所述。就以仲子解爲本、其合於道者、因仍其說、其失者、因釋而正之」。
- (63) 「漢末、宋仲子集七曆以考春秋。案其夏周二曆術數、皆與藝文志所記不同、故更名爲眞夏・眞周曆也」。
- (64) 加賀榮治一九六四第四章參照。
- (65) 「初左氏傳多古字古言、學者傳訓故而已、及歆治左氏、引傳文以解經、轉相發明、由是章句義理備焉」。
- (66) 程蘇東二〇一七(a)參照。
- (67) 「六藝之文、樂以和神、仁之表也。詩以正言、義之用也。禮以明體、明者著見、故無訓也。書以廣聽、知之術也。春秋以斷事、信之符也。五者、蓋五常之道、相須而備、而易爲之原。故曰、易不可見、則乾坤或幾乎息矣、言與天地爲終始也。至於五學、世有變改、猶五行之更用事焉」。
- (68) 「夫曆春秋者、天時也、列人事而目以天時。傳曰、民受天地之中以生、所謂命也。是故有禮誼動作威儀之則以定命也、能者養之以福、不能者敗以取禍。故列十二公、二百四十二年之事、以陰陽之中制其禮。故春爲陽中、萬物以生。秋爲陰中、萬物以成。是以事舉其中、禮取其和、曆數以閏正天地之中、以作事厚生、皆所以定命也。易金火相革之卦曰、湯武革命、順乎天而應乎人。又曰、治曆明時、所以和人道也」。
- (69) 程蘇東二〇一七(b)參照。
- (70) 『後漢書』賈逵傳、鄭眾傳參照。
- (71) 戴內清一九四〇參照。
- (72) 「臣以永平中上言左氏與圖讖合者、先帝不遺芻蕘、省納臣言、寫其傳詁、藏之祕書。建平中、侍中劉歆欲立左氏、不先暴論大義、而輕移太常、恃其義長、詆挫諸儒、諸儒內懷不服、相與排之。孝哀皇帝重逆眾心、放出歆爲河內太守。從是攻擊左氏、遂爲重讎。至光武皇帝、奮獨見之明、興立

左氏・穀梁、會二家先師不曉圖讖、故令中道而廢。凡所以存先王之道者、要在安上理民也。今左氏崇君父、卑臣子、彊幹弱枝、勸善戒惡、至明至切、至直至順。且三代異物、損益隨時、故先帝博觀異家、各有所採。易有施・孟、復立梁丘、尚書歐陽、復有大小夏侯、今三傳之異亦猶是也。又五經家皆無以證圖讖明劉氏爲堯後者、而左氏獨有明文。五經家皆言顓頊代黃帝、而堯不得爲火德。左氏以爲少昊代黃帝、卽圖讖所謂帝宣也。如令堯不得爲火、則漢不得爲赤。其所發明、補益實多」。

(73) 數內清一九四一參照。

(74) 福井重雅二〇〇五參照。

(75) 葛志毅二〇〇八參照。

(76) 安居香山・中村璋八一九七六第一章參照。

(77) 「帝舅曲陽侯王根爲大司馬票騎將軍、厚遇尋。是時多災異、根輔政、數虛己問尋。尋見漢家有中衰阨會之象、其意以爲且有洪水爲災、乃說根曰、書云、天聰明。蓋言紫宮極樞、通位帝紀、太微四門、廣開大道、五經六緯、尊術顯士、翼張舒布、燭臨四海、少微處士、爲比爲輔、故次帝廷、女宮在後。』漢書」百官公卿表によれば、王根が大司馬票騎將軍であつたのは、成帝の元延元年(前一二)から綏和元年(前八)までである。

(78) 「倉頡之書、世以紀事。奚仲之車、世以自載。伯餘之衣、以辟寒暑。桀之瓦屋、以辟風雨。夫不論其利害而徒譏其造作、是則倉頡之徒有非、世本十五家皆受責也」。

(79) 「女媧氏沒、大庭氏王。有天下、五鳳異色。次有柏皇氏、

中央氏、栗陸氏、驪連氏、赫胥氏、尊盧氏、祝融氏、混沌氏、昊英氏、有巢氏、葛天氏、陰康氏、朱襄氏、無懷氏、凡十五代皆襲庖犧之號。自無懷氏已上、經史不載、莫知都之所在」。

(80) 孫啟治一九九七では經籍志以來の分類法に従っており、經部讖緯類ではなく子部術數類に屬している。「黃氏逸書考」では「通緯」のあとの「附讖」に屬しており、それは四部分類法ではなく、内容による仕分けである。

(81) 「高獲字敬公、汝南新息人也。爲人尼首方面。少遊學京師、與光武有舊。師事司徒歐陽歙……時郡境大旱。獲素善天文、曉遁甲、能使鬼神。昱自往問何以致雨、獲曰、急罷三部督郵、明府當自北出、到三十里亭、雨可致也。昱從之、果得大雨」。

(82) 『禮記正義』卷一「案、帝王世紀云、伏羲之後女媧氏、亦風姓也。女媧氏沒、次有大庭氏、柏皇氏、中央氏、栗陸氏、驪連氏、赫胥氏、尊盧氏、渾沌氏、昊英氏、有巢氏、朱襄氏、葛天氏、陰康氏、無懷氏、凡十五代、皆襲伏羲之號」。

(83) 「初學記」卷九「帝女媧氏。帝王世紀曰、女媧氏亦風姓也、承庖犧制度。亦蛇身人首。一號女希、是爲女皇。(淮南子曰、往古之時、四極廢、九州裂、天不兼覆、地不周載。女媧煉五色石以補蒼天。斷鬚足以立四極、殺黑龍以濟冀川、積蘆灰以止滔水。其末有諸侯共工氏、任知刑以強、伯而不王、以水承木、非行次、故易不載。及女媧氏沒、次有大庭氏、柏皇氏、中央氏、栗陸氏、驪連氏、赫胥氏、尊盧氏、

- 混沌氏、有巢氏、朱襄氏、葛天氏、陰康氏、無懷氏、凡十五世、皆襲庖犧之號。」
- (84) 饒宗頤二〇〇六「……襲取『遁甲開山圖』之說。自皇甫謐『帝王世紀』採用此緯書說、唐代類書及經疏多依據之。其大庭氏之前、亦不列容成氏。」
- (85) 安居香山一九七九第四章參照。
- (86) 「論曰、鄭賈之學、行乎數百年中、遂爲諸儒宗、亦徒有以焉爾。桓譚以不善讖流亡、鄭興以遜辭僅免、賈逵能附會文致、最差貴顯。世主以此論學、悲矣哉。」
- (87) 吉川忠夫一九九九參照。

【參考文獻】

- 日本語
- 加賀榮治 一九六四 『中國古典解釋史 魏晉篇』 勁草書房。
- 興膳宏・川合康三 一九九五 『隋書經籍志詳攷』 汲古書院。
- 古勝隆一 二〇〇一 「後漢魏晉注釋書の序文」 『東方學報 京都』 七三。
- 野澤達昌 一九七二 「後漢末荊州學派の研究」 『立正大學文學部論叢』 四一。
- 福井重雅 二〇〇五 「班固『漢書』の研究」 『漢代儒教の史的研究——儒教の官學化をめぐる定説の再検討——』 汲古書院。
- 宮崎市定 一九六五 『隋の煬帝』 人物往來社。
- 安居香山・中村璋八 一九七六 『緯書の基礎的研究』 國書刊行會。
- 安居香山 一九七九 『緯書の成立とその展開』 國書刊行會。
- 藪内清 一九四〇 「兩漢曆法考」 『東方學報 京都』 一一。
- 藪内清 一九四一 「殷周より隋に至る支那曆法史」 『東方學報 京都』 一二。
- 吉川忠夫 一九九九 「汲冢書發見前後」 『東方學報 京都』 七一。
- 吉本道雅 二〇一五 「春秋釋例世族譜の戰國紀年」 『中國古代史論叢』 八。
- 李弘喆 二〇一八 「世本探源——『世本』受谷史研究序說——」 『史林』 一〇一—一五。
- 中國語
- 程蘇東二〇一七(a) 「兼聽則明…劉歆爭立古文經事件再考論」 『國學研究』 三九。

- 程蘇東二〇一七（b）「史學、曆學與易學——劉歆春秋學的知識體系與方法」『中國文化研究』二〇一七年冬之卷。
- 顧頡剛 一九八八 『中國上古史研究講義』 中華書局。
- 葛志毅 二〇〇八 「河洛讖緯與劉歆」『文史哲』二〇〇八—三。
- 李梅訓 二〇〇四 「宋均生平著述考論」『山東師範大學學報』（人社版）四九—五。
- 饒宗頤 二〇〇六 「由尊盧氏談到上海竹書（二）的『容成氏』——兼論其與墨家關係及其他問題」『九州學林』四—一。
- 孫啟治 一九九七 『古佚書輯本目錄』 中華書局。
- 沙敦如 (Dorothee Schab-Hanke) 二〇〇四 「司馬貞爲何要補正『史記』的上古觀」『天體、身體與國體——迴向世界的漢學』 國立臺灣大學出版中心。
- 曾德雄二 〇〇六 「讖緯中的帝王世系及受命」『文史哲』二〇〇六—一。
- 鄭萬耕 二〇〇三 「劉向劉歆父子的學術史觀」『史學史研究』二〇〇三—一。

* 本稿は中國國家建設高水準大學公派研究生項目の助成を受けたものです。

ON SONG ZHONG 宋忠'S COMMENTARY ON THE *SHIBEN* 世本

LI Hongzhe

Current re-constituted texts of the *Siben* preserve a large number of Song Zhong's comments.

Since it has been confirmed through literary fragment that Song Zhong's commentary was included as part of the original text during the period from the end of the Later Han to the Wei-Jin era at the latest, Song Zhong's commentary has been used as standard evidence to confirm the original text of the *Siben*. This paper attempts to collect and analyze Song Zhong's commentary.

Extant comments by Song Zhong are mainly attached to the sections dealing with Antiquity and the Three Dynasties, and very few deal with the sections on the Spring and Autumn and the Warring States periods. Although *Shiben* is usually considered a record of the pre-imperial genealogies, there is no sign of this in Song Zhong's commentary, which corresponds to the tendency seen in quotations from the *Shiben* prior to the Later Han. There are also large numbers of Song Zhong's comments independent of the original text of the *Shiben* that are preserved in *Shiji jijie* 史記集解 and *Shiji suoyin* 史記索隱. During the Southern Dynasties, scholars on “*Shiji* Studies” used Song Zhong's comments to correct and supplement the *Shiji*.

The author of this paper also focuses on commentaries by other commentators such as Song Jun 宋均 and Sun Shi 孫氏, which are recorded in the “Treatises on Literature” sections of the *Suishu*, the *Jiutangshu*, and the *Xintangshu*. Considered in light of the characteristics of the *Shiben*, the author points out that the *Shiben* had a close relation with *Weishu* 緯書, and in addition, that the character of the quotations from the *Shiben* in the Later Han were supported by the trends in the *chenwei* 讖緯 thought of that time.

The *Shiben* is not merely a record of genealogies, but an account of the changes in society from a particular perspective. Song Zhong, who lived during the transitional period from the Han to the Wei dynasty, noticed the *Shiben* as he was researching the chronology of the Spring and Autumn Period and then decided to make a commentary on it. His commentary was based on the studies on the *Yijing* 易經 and the *Zuozhuan* 左傳 and therefore strengthened the connection between the *Shiben* and the *Zuozhuan*. Later, Du Yu 杜預 was influenced by Song Zhong, and as a result the *Shiben* for the first time was used in the commentaries on the Confucian Classics.